

南丹都市計画地区計画の決定（亀岡市決定）

都市計画篠町篠向谷地区地区計画を次のように決定する。

	名 称	篠町篠向谷地区地区計画
	位 置	亀岡市篠町篠洗川、向谷、下長尾の一部
	面 積	約 2.9 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、地区の南約 1km に京都縦貫自動車道篠インターチェンジ、地区の北約 1.5km に本市の東の玄関口である JR 馬堀駅が存在するなど広域交通条件に恵まれた位置にある。</p> <p>本計画は、優れた交通環境を活かし、周辺環境と共存できる良好な工業や流通業などの産業集積地区として、生産環境と周辺地域の居住環境と調和のとれた、良好な市街地環境の形成とその保全を図ることを目標とする。</p>
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>1. 土地利用の方針</p> <p>①A ゾーン 恵まれた交通環境を活かし、隣接地区の生産環境、業務環境及び居住環境に配慮しつつ、工業・流通業等の産業集積地として利便の増進を図る。</p> <p>②B ゾーン 地区と隣接する住宅地及び工業・流通業務地とのバランスに配慮しつつ、幹線道路沿道の利便性を活かした良好な業務環境等の形成を図る。</p> <p>2. 建築物等の整備方針</p> <p>①A ゾーン 工業・流通業の利便の増進を図ることを基本としつつ、隣接地区における生産環境、業務環境または居住環境等に配慮するため建築物等の用途の制限を行う。</p> <p>②B ゾーン 地区外と隣接する住宅地や工業・流通業務地とのバランスに配慮しつつ、良好な居住環境及び業務環境の保全と本地区に適した土地利用の増進を図るため、建築物の用途の制限等を行う。</p>

地区整備計画	区域の面積	約 2.9 ha	
	地区の細区分	A ゾーン	B ゾーン
	区域の面積	約 1.8 ha	約 1.1 ha
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物の建築等としてはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) ホテル又は旅館</p> <p>(5) ボーリング場、スケート場、水泳場又は建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>(6) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(8) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(9) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(10) 店舗、飲食店、展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの</p> <p>(11) 学校</p> <p>(12) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(13) 病院</p> <p>(14) 公衆浴場</p> <p>(15) 診療所</p> <p>(16) 自動車教習所</p>	<p>次の各号に掲げる建築物の建築等としてはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第2(へ)項に掲げるもの</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場又は建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>(4) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 建築基準法施行令第130条の7に規定する規模の畜舎(犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く)</p> <p>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</p> <p>(9) 葬儀場(日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。)</p>

地区整備計画 建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	(17) 建築基準法施行令第 130 条の 7 に規定する規模の畜舎 (18) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物 (19) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。） (20) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。） (21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）	(10) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。） (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	1. 100 m ² ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 4 に規定する公益上必要な建築物の敷地については適用しない。	

「区域は計画図表示のとおり」